

## 団長交際費の支出基準

平成30年8月1日改正

### (1) 祝儀

各種団体等（市主催及び市が補助金等を交付している団体を除く。）が行う式典に来賓として出席する場合の祝い金として支出し、1万円を支出限度額とします。

### (2) 会費

各種団体等が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費として支出し、金額が案内文等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は1万円を支出限度額とします。

### (3) 香典

白井市消防団員、近隣市町の消防団長、消火・救助活動等における消防協力者及びその他団長が認めた者（一部元職を含む）並びにそれぞれの者の親族への香典として支出し、1万円を支出限度額とします。

### (4) 生花

香典対象者で生花が必要と消防団長が特に認めた者への生花として支出し、実費相当額とします。

### (5) 土産品

来客又は訪問先などへの土産品（消防団運営上、必要と認められる場合に限る。）として支出し、実費相当額とします。

### (6) 激励金

本市の公益性を高める団体又は個人を激励する激励金として支出し、1万円を支出限度額とします。

### (7) 賛助金

各種団体等が行う事業に対する賛助金（公益性があると認められる場合に限る。）として支出し、1万円を支出限度額とします。

### (8) その他

上記のほか、団長が特に必要と認める場合に支出し、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とします。